

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人きりしま愛和会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては原則として、報酬等は支給しない。

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 常勤の理事 | 報酬（賞与、退職慰労金） |
| (2) 非常勤の役員 | 報酬 |
| (3) 評議員 | 報酬 |

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
 - (3) 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規定第5条の規定に準じて支給）

附則 二〇規程法、平成29年4月1日より施行する。

第11条 二〇規程の改廃法、詳議員会の承認を要す行う。

(改廃)

第10条 二〇規程の実施に際し必要な事項は、理事会が理事会の決議を経て、別に定める。

(補則)

①支給の基準を乙公表する。

第9条 二〇法人法、二〇規程を乙公表、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等
(公表)

(2) 50歳以上1円未満の端数は1111法、乙丸を1円以下切り上げる。

(1) 50歳未満の端数は1111法、乙丸を切り捨てる。

を行ふ。

第8条 二〇規程乙公表、計算金額は1円未満の端数が生じたときは、次の方法で端数処理
(端数の処理)

を支給する。

4 第2項の規定に依り算出する、常勤の理事が既に乙公表した場合、その旨を乙の報酬
日報日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎とする日割り乙式で計算する。

3 月の中途に就任又は退任、又は解任の場合は報酬額は1111法、その月の総日数で乙
常勤の理事が既に算出、又は解任と共に支給合計、前月支ての報酬を支給する。

第7条 新たに常勤の理事が既に乙公表、その日より報酬を支給する。
(報酬等の日割り計算)

2 備員等が職務の遂行に当たるに所要以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

第6条 備員等が出席する場合、別に定める所賃規定の基づいて、所賃を支給する。
(費用)

積立金等を控除する乙支給する。

4 報酬等法、法令の定める乙の所賃に対する金額及び本人の出力による乙立替金、
乙報酬の返却乙が行なう。

3 報酬等法、現金乙の本人(既に乙の退任した者の退職慰労金乙の乙)、その遺族
乙)支給する。死亡し、本人の同意を得た時、本人の指定する本人名義の金融機関の口座
3 報酬等法、現金乙の本人(既に乙の退任した者の退職慰労金乙の乙)、その遺族
算のための業務乙の範囲乙の範囲、支給する。

2 非常勤の役員及び詳議員に対する報酬等法、理事会又は詳議員会の出席者乙の法人・施設運
(3) 退職慰労金 任期の満了、詳任者乙の既に乙の退職乙後3ヶ月以内

(2) 算定 毎月6月及び12月

別表第1（常勤の理事長・理事の報酬）

役職名	報酬の額
常勤 理事長	月額 480,000 円
常勤 理 事	月額 300,000 円

- 1、常勤の理事長の地位にある役員には管理職手当を支給する。
- 2、管理職手当の額は報酬月額の 100 分の 15 を乗じて得た額とする。

別表第2（常勤の理事長・理事の賞与）

6月の賞与	報酬月額(管理職手当含む)×2か月分
12月の賞与	報酬月額(管理職手当含む)×2か月分

別表第3（常勤の理事長・理事の退職慰労金算定式）

最終報酬月額(管理職手当含む)×在任年数×係数（功績倍率）

- 1、上記在任年数は1か月単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。
- 2、上記係数（功績倍率）は理事長・理事として在任した期間(職員との兼務期間含む)に応じて次の通りに区分する。

【5年以上 10年未満 2.0・10年以上 15年未満 3.0・15年以上 20年未満 4.0・20年以上 5.0】

別表第4（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

(2) 監事

	日 額
理事会・監事監査等への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

別表第5（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

